

川西市社会福祉協議会への寄付が

『税額控除制度』の対象となりました。

○税額控除とは

税額控除とは、税率に関係なく税額から直接控除する制度です。
従前からの所得控除に加え、税額控除の対象となったことで、確定申告の際に寄付者がどちらかを選択することが出来るようになりました。所得控除と比較し、税額控除の方が減税効果が大きくなるケースがほとんどです。

なお、本会への寄付は、合わせて住民税の税額控除制度の対象となります。

○確定申告による還付額の日安（参考）

年収	寄付額	確定申告による還付額	
		所得控除	税額控除
200万円	3,000	0	400
	10,000	400	3,200
400万円	3,000	100	400
	10,000	800	3,200
600万円	3,000	200	400
	10,000	1,700	3,200

※所得控除については、給与所得控除及び基礎控除のみ反映しています。

※控除の対象となる額は、所得税額の25%が限度となります。

※令和元年度の税制にて計算しています。

○税額控除額の算出式

$$\text{控除対象額} = (\text{税額控除対象寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

↳ (※総所得額の40%まで)

○対象

個人が行った寄付金が対象となります。

○対象となる寄付

- ・ 善意銀行への寄付
- ・ 川西市社会福祉協議会の賛助会費
- ・ ボランティア基金